

令和5年度 振興基準 改正の概要

- **振興基準**は、昭和46年3月に策定・公表され、**経済情勢の変化等を踏まえ、数次改正**。
- 令和5年11月、足元の物価高の中、我が国の雇用の7割を支える中小企業が実質賃金の引上げを実現するためには、賃上げの原資を確保する価格転嫁が極めて重要であり、**中でも、価格転嫁率が低い労務費の上昇分を適切に転嫁できる環境を作ることが重要**との背景から、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（労務費指針）**」が公表。
- 下請取引の価格交渉・価格転嫁の現場において、労務費指針の活用を促進し、労務費の価格転嫁を推進するため、**振興基準が改正**（令和6年3月25日施行）。

【令和5年度改正のポイント】

- ①価格交渉や価格転嫁しやすい取引環境整備のために必要な改正
「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」に基づく、親事業者及び下請事業者の行動に関する事項の追加。
- ②原材料費・エネルギーコストの適切な価格転嫁のために必要な改正
「**経済財政運営と改革の基本方針2023**」に基づく、原材料費やエネルギーコストの**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ことに関する事項。
- ③その他の改正
これまで型取引、知財取引ガイドラインの内容を書き下していた部分について、機動的なガイドライン変更に対応するため、ガイドラインを引用する形式に変更。